

## 第 5 2 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 令和 2 年 1 2 月 9 日 (水)

午前 9 時 3 0 分

ところ 第 2 委員会室

### 付議事項

#### 1 基本条例の検証について・・・資料 1

#### 2 その他

全員協議会の開催日 1 2 月 1 1 日 (金) 午前 9 時 3 0 分 議運決定事項

## 議会基本条例に加えるべき危機管理条例（案）

岡山議員 作成

## （危機管理）

第2条の2 議会は、災害等緊急事態から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市長その他の執行機関とともに、危機管理体制の整備に努めるものとする。

2 議会は災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

## 【解説】

- 1 大規模災害等が発生した場合、市長は災害対策本部を設置し対応に当たりますが、関係機関や市民のほか、議会も一丸となって、市民の生命・身体・財産の安全のために活動する必要があります。議会では、「山陽小野田市議会災害情報連絡会議設置要綱」を定め、危機管理体制の整備に努めています。
- 2 議会は、大規模災害などの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関として、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能を的確に維持しなければならないことを定めるものです。